第三・四条　執行活動における協力

一方の締約国政府の競争当局は、自国の法令及び自国政府の重要な利益に適合する限りにおいて、かつ、自己の合理的に利用可能な資源の範囲内で、他方の締約国政府の競争当局に対し自己の執行活動について支援を提供する。

第三・五条　情報の交換

前条に規定する協力のために、一方の締約国政府の競争当局は、自国の法令及び自国政府の重要な利益に適合する限りにおいて、次のことを行う。

(a)　他方の締約国における競争に対しても悪影響を及ぼす可能性があると認める反競争的行為に関係する自己の執行活動について、当該他方の締約国政府の競争当局に通報すること。

(b)　他方の締約国政府の競争当局に対し、反競争的行為に関する重要な情報（自己が保有し、かつ、その注意の対象となっているものに限る。）であって、当該他方の締約国政府の競争当局の執行活動に関連し、又はその執行活動を正当化する可能性があると認めるものを提供すること。

(c)　要請があった場合には、この章の規定に従い、他方の締約国政府の競争当局に対し、自己が保有する情報であって、当該他方の締約国政府の競争当局の執行活動に関連するものを提供すること。

第三・六条　執行活動の調整

1　両締約国政府の競争当局（以下この章において「両競争当局」という。）が相互に関連する事案に関して執行活動を行う場合には、次のとおりとする。

(a)　両競争当局は、それぞれの執行活動の調整について検討する。

(b)　一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局の要請があった場合において、自国政府の重要な利益に適合するときは、自己の執行活動に関連して秘密の情報を提供した者に対し、当該情報を当該他方の締約国政府の競争当局と共有することに同意するか否かを照会することを検討する。

2　両競争当局は、特定の執行活動の調整を行うべきか否かを検討するに当たり、特に次の要素を考慮すべきである。

(a)　当該執行活動の目的を達成する上で両競争当局が有する能力に対して当該調整が及ぼす効果

(b)　当該執行活動に必要な情報を入手する上で両競争当局が有する相対的な能力

(c)　いずれかの締約国政府の競争当局が、関連する反競争的行為に対して効果的な排除に係る措置を確保することができる程度

(d)　両締約国政府及び当該執行活動の対象者にとっての費用の削減可能性

(e)　排除に係る措置の調整が両締約国政府及び当該執行活動の対象者にもたらす潜在的な利益

3　一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局に適切な通報を行うことを条件として、執行活動の調整をいつでも限定し、又は終了し、及び自己の執行活動を独自に行うことができる。

第三・七条　一方の締約国における反競争的行為であって他方の締約国政府の利益に悪影響を及ぼすものに関する協力

1　一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国において行われた反競争的行為が自国政府の重要な利益に悪影響を及ぼすと信ずる場合には、当該反競争的行為に関する自己の執行活動から生ずる紛争を回避することの重要性及び当該他方の締約国政府の競争当局が当該反競争的行為に関してより効果的な執行活動を行うことができる可能性があることに留意して、当該他方の締約国政府の競争当局に対し、適切な執行活動を開始するよう要請することができる。

2　1の規定に基づく要請には、反競争的行為の性質及び当該要請を行う競争当局が属する締約国政府の重要な利益に当該反競争的行為が及ぼす影響について、できる限り具体的な説明を付するものとし、また、当該要請を行う競争当局が提供することができる追加的な情報その他協力についての申出を含める。

3　1の規定に基づく要請を受けた競争当局は、当該要請において特定される反競争的行為に関し、執行活動を開始するか否か、又は現に行われている執行活動を拡大するか否かを慎重に検討する。当該要請を受けた競争当局は、当該要請を行った競争当局に対し、実行可能な限り速やかに自己の決定を通報する。執行活動を開始する場合には、当該要請を受けた競争当局は、当該要請を行った競争当局に対し、当該執行活動の最終的な結果を通報し、かつ、暫定的な進展のうち重要なものを可能な範囲で通報する。

4　この条のいかなる規定も、1の規定に基づく要請において特定された反競争的行為について執行活動を行うか否かに関し、当該要請を受けた競争当局が自国の競争法及び執行政策の下で有する裁量を制限するものではなく、また、当該要請を行った競争当局が当該要請を取り下げることを妨げるものでもない。

第三・八条　執行活動に関する紛争の回避

1　一方の締約国政府は、自己の執行活動のあらゆる局面（執行活動の開始及び範囲に関する決定並びに各事案における罰則又は排除に係る措置の性質に関する決定を含む。）において、他方の締約国政府の重要な利益に慎重な考慮を払う。

2　いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府による特定の執行活動が自己の重要な利益に影響を及ぼす可能性があることを当該他方の締約国政府に通報した場合には、当該他方の締約国政府は、自国の法令に適合する限りにおいて、当該執行活動の重要な進展について適時に通報するよう努める。

3　一方の締約国政府の執行活動が他方の締約国政府の重要な利益に悪影響を及ぼす可能性があると当該一方の締約国政府が認める場合には、両締約国政府は、利害の競合を適切に調整しようとするに当たり、次の要素その他関連し得る要素を考慮すべきである。

(a)　執行活動を行う側の締約国における行動又は取引が、他方の締約国における行動又は取引に比して有している反競争的行為についての相対的な重要性

(b)　反競争的行為がそれぞれの締約国政府の重要な利益に及ぼす相対的な影響

(c)　反競争的行為に関与している者が、執行活動を行う側の締約国における消費者、供給者又は競争者に影響を及ぼす意図を有することに関する証拠の存否

(d)　反競争的行為が各締約国の市場における競争を実質的に減殺する程度

(e)　一方の締約国政府の執行活動と他方の締約国の法令又は当該他方の締約国政府の政策若しくは重要な利益との間の抵触又は一貫性の程度

(f)　私人（自然人であるか法人であるかを問わない。）が両締約国政府による相反する要求の下に置かれることとなるか否か。